

兵庫県河川審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 兵庫県河川審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営については、兵庫県河川審議会条例（昭和40年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(議 事)

第2条 会長は、審議会の会議の議長となる。

第3条 会議において発言しようとする者は、名を告げ議長の許可を得なければならない。

(代 理 出 席)

第4条 条例第4条第3号から第5号までに係る委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

(委員及び特別委員以外の者の出席等)

第5条 会長は、必要と認めるときは、委員及び特別委員以外の者を会議に出席させ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第6条 会議はその運営に関する議事を除いて公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会議を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第7条 審議会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する

- (1) 審議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員及び特別委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) その他会議において必要と認める事項

2 議事録は、議長及び議長が指名する委員1名が署名して確定する。

3 議事録は、会議を公開した場合にあつては公開とし、会議を非公開とした場合にあつては非公開とする。ただし、審議会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(附 則)

この要綱は、昭和41年6月8日から施行する。

この要綱は、平成13年9月19日から施行する。